

平成26年3月5日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成26年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 3 月 5 日 (水曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 5 日から 3 月 2 0 日まで 1 6 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 議案第 1 号 松島町景観条例の制定について (提案説明)

〃 第 5 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 6 議案第 3 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 4 号 松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 5 号 松島町下水道条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 6 号 松島町水道事業給水条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 7 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 8 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について (提案説明) 【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】

- 〃 第 1 4 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について（提案説明）【高城公会堂】
- 〃 第 1 5 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について（提案説明）【本郷ふれあいセンター、  
帰命院地区支館、反町支館】
- 〃 第 1 6 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩会館、華園集会場】
- 〃 第 1 7 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について（提案説明）【名籠支館、古浦集会場、  
三浦支館、左坂支館】
- 〃 第 1 8 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（提案説明）【北小泉・下竹谷地区コミ  
ュニティーセンター】
- 〃 第 1 9 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について（提案説明）【中出山集会場、滝ノ沢サ  
ブセンター、後小泉サブセンター】
- 〃 第 2 0 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について（提案説明）【蒲サブセンター、大日向  
サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館】
- 〃 第 2 1 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について（提案説明）【上竹谷生活センター】
- 〃 第 2 2 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について（提案説明）【小ヶ谷支館、品井沼第二  
支館、中通支館、上幡谷生活センター】
- 〃 第 2 3 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について（提案説明）【根廻分館、後根廻支館】
- 〃 第 2 4 議案第 2 1 号 指定管理者の指定について（提案説明）【初原コミュニティーセン  
ター、上初原支館】
- 〃 第 2 5 議案第 2 2 号 指定管理者の指定について（提案説明）【桜渡戸分館】
- 〃 第 2 6 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）【三浦墓地】
- 〃 第 2 7 議案第 2 4 号 指定管理者の指定について（提案説明）【古浦墓地】
- 〃 第 2 8 議案第 2 5 号 町道の路線認定について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 2 6 号 工事請負契約の締結について（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度松島町一般会計補正予算（第 7 号）について（提案  
説明）
- 〃 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）に  
ついて（提案説明）
- 〃 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
について（提案説明）
- 〃 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につい

- て（提案説明）
- 〳 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
  - 〳 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
  - 〳 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
  - 〳 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
  - 〳 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度松島町一般会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
  - 〳 第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城—————外2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名します。

---

---

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの16日間に決定しました。

---

---

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例制定等が9件、指定管理者の指定が15件、町道の路線認定が1件、工事請負契約の締結が1件、平成25年度補正予算が8件、平成26年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成25年12月16日以降の町政の諸報告について、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月16日には平成25年第4回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において、松島町役場の位置を定める条例の制定、建設工事委託に関する協定の締結及び各種会計補正予算等についてご審議をいただき、ご承認をいただきました。

12月17日には、議員懇談会において、世界で最も美しい湾クラブの加盟について報告させていただきました。

12月27日には、役場本庁舎閉庁式を挙行し、町民や役場関係者が出席のもと、昭和44年の庁舎竣工以来約45年にわたり町の発展を見守り続けた庁舎に別れを告げました。

年が明けて1月6日には、役場新庁舎開庁式を挙行し、町民、議会、各種団体及び役場関係者が出席のもと役場看板の除幕などが行われ、新庁舎は町政運営の拠点として本格的にスタートしました。

1月12日には、成人式を挙行し、新成人151人の門出をお祝いしております。

1月17日の松島区を皮切りに1月中は5地区において町民懇談会を開催し、町が取り組む事業等について説明し、ご意見や地域からの要望等をいただいたところであります。

1月18日には、松島町景観フォーラムを開催し、町民の方々約300人が参加しました。フォーラムでは、早稲田大学卯月盛夫教授の基調講演やパネルディスカッションが行われ、松島の景観等について活発な議論が行われました。

1月20日には、第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、宮城県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地の選定結果等について協議されました。詳細については、後ほど説明させていただきます。

また、同日、町の新たな観光親善大使としてお笑いトリオパンサーの尾形貴弘さんを任命しました。

1月23日には、第2回松島町都市計画審議会を開催し、松島町景観計画の案について説明をし、ご意見等をいただいたところです。

2月2日には、第36回松島復興・未来かき祭りが開催され、宮城のカキの再生と沿岸被災地の復興を願い、関係機関等のご支援、ご協力等により、1日限りの開催となりましたが、当日は約5万2,500人が来場し、会場は盛り上がりました。

2月7日には、東北大学の研究環境安全担当の伊藤理事、産学連携担当の進藤理事を訪問し、東北放射光施設誘致の実現について意見交換をさせていただきました。

2月10日には、宮城県市町村職員退職手当組合定例議会が招集され、本組合理約の変更などが審議・承認されました。

2月17日には、松島冬ランチグランプリコラボメニュー給食試食会を開催し、松島四季彩食料理コンテストのグランプリを受賞した町内ホテルの料理人の方が学校給食メニューの監修を行い、つみれ汁などを子供たちが試食しました。

2月18日には、再発見！松島湾ダーランド構想が、県及び松島湾を取り巻く三市三町の間で共同宣言されました。松島湾は、昨年12月に世界で最も美しい湾クラブに国内で初めて加盟し、海外における知名度の向上が期待されている中、この構想では、地域の観光資源を生かして広域的に観光振興に取り組むことが宣言されております。

2月21日には、議会全員協議会において震災復興官民連携事業調査の中間報告等の報告及び町民防災の日等について協議させていただきました。

2月28日には、第3回松島町交通社会実験協議会を開催し、国道45号松島海岸地区における通過車両の分散化を図ることを目的に昨年12月に実施した交通社会実験の実施効果などについて協議させていただきました。

次に、要望等についてであります。松島産カキの死滅対策に対する宮城県の支援策につきまして、県知事に対し要望書の提出を行い、松島湾カキの死滅調査の実施や養殖方法の検討などについて、県と町が一体となってその対策に取り組むことを確認いたしました。

次に、宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議について説明させていただきます。この会議は、国・県の指導のもとに県内の全市町村が集められ、平成24年からスタートしたもので、第1回は同年10月25日に開催されております。なお、その場で宮城県知事より、最終処分場を県内に1カ所設置することについて、強く理解を求められたものでございます。

その後、会議は4回、都合5回にわたり開催されており、また並行して環境省においても6回にわたる有識者会議が開催されているところでございます。

市町村長会議の経過ですが、平成25年3月28日開催の第2回会議では、環境省より最終処分場の安全性について説明がありました。5月29日開催の第3回会議では、環境省より候補地の選定手順案についての説明がありました。11月11日開催の第4回会議では、処分場候補地の選定手法、提示方法について決定しております。平成26年1月20日開催の第5回会議では、詳細調査の候補地及びその選定経緯、評価結果が提示されたところであります。

なお、候補地の選定手法につきましては、自然災害等を考慮しての安全性の確保に関する事項、観光地等の地域特性に配慮すべき事項、土地の必要面積に関する事項などを考慮しつつ、

利用可能な国有地及び県有地を対象にすることとしております。その中で、適正評価方式により候補地として優先的に検討すべき土地の絞り込みを行い、総合評価方式により詳細候補地が選定されました。栗原市の深山岳、大和町の下原、加美町の田代岳の3地区でございます。

また、詳細調査において実施する内容としましては、地質、地盤性状及び地下水性状の把握、施設への運搬車両のアクセス性及び土地の権利関係等であり、これらを調査し、国が最終的な候補地1カ所を提示する予定であります。

この件につきましては、以上でございます。

そのほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

次に、本日配付しております産業観光課の組織見直しについてでございますが、4月1日より現在の産業観光課の体制を見直しいたします。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元にありますA3判の資料があるかと思えます。これによってご説明申し上げます。

今回は、産業観光課の組織見直しということで、今産業観光課には2つの班がございます。農林水産班と商工観光班。この2つの班を、今回事業の推進と強化、それから各産業の連携の充実ということを鑑みて、産業振興班と観光班とするものであります。

下のほうに表で、現行の組織と4月1日以降の見直しの組織を記載しておりますが、産業観光課という課名については今までどおり。それで、現在は農林水産班と商工観光班ということで、おのおの主な事務事業については記載のとおりであります。現行の商工観光班の主な事務内容の中の商工業振興等々、この分を右のほうの見直し組織の中に行きますと、産業振興班、前の農林水産班と一緒にして1つの班として事務に当たると。そして、今までの観光振興等々については、右のほうに行きまして、そこは1つの独立した班として観光班というふうにして、課は変わりませんが、班の編成等々について今回4月1日以降見直しして、業務の推進に当たるものでございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。12月25日、1月20日、2月25日に例月出納検査

の報告をいただいております。

国・県に対する要望等についてであります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。2月4日に加美町議会議会改革特別委員会の議員定数検討分科会が来庁しております。

会議等であります。12月16日の平成25年第4回松島町議会定例会を含め総件数31件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。2月1日にまつしま議会だより第117号を発行しております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

次に、議員・委員派遣についてであります。1月17日に二市三町議長団連絡協議会議員研修会が開催され、11名の議員を派遣し、1月24日には宮城県町村議会議員講座へ8名の議員を派遣しております。研修内容については、記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました報告書により一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区環境組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の以上です。

以上で、一部事務組合の議会報告を終わります。

---

---

#### 日程第4 議案第1号 松島町景観条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第1号松島町景観条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第1号松島町景観条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について、必要な事項を定めるとともに町の景観形成に関し基本となる事項等を定めることにより、松島町のすぐれた景観を一人一人の手で守り育み、町民や事業者が愛着と誇りを感じ、観光客の心に残る景観の保全及び創造を図るため、本条例を定めるものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 条例に関する説明資料で条項ごとの説明はさせていただいておりますが、さらに章ごとに補足して説明させていただきます。

まず、前文でございます。

景観条例制定の趣旨、目的、基本原則を書き、条例の理念を強調して宣明するため前文を入れました。

第1章、総則です。第1条から第5条が該当いたします。

目的を明示し景観形成を促進するため、町、町民、事業者、観光客の責務を明示しています。

第2章、景観計画です。第6条から第7条でございます。

景観計画の策定手続及び景観形成に関する施策が特に必要と認められる区域である景観重点地区の指定について、明示しました。

第3章、景観計画区域内における行為の届出等でございます。第8条から第15条です。

事前相談、事前協議、届出行為、届出不要行為等について明示しました。景観計法第16条第1項では、建築物、工作物、開発行為について町に届け出なければならないとありますが、これらのほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定めるとあり、第10条に（1）土砂の採取、（2）水面の埋立てを該当行為としました。

また、第12条では、景観法第17条第1項に基づき、形態または色彩その他の意匠の制限に適用しない場合、変更その他の必要な措置をとることを命じることができる行為、いわゆる特定届出行為を明示しました。

なお、第14条、勧告の手続等、第15条、変更命令等の手続に際しましては、景観審議会の意見を必須としております。

第4章、景観重要建造物等の指定でございます。第16条から第17条でございます。

景観重要構造物、景観重要樹木の指定及び解除の手法について、列記しました。

第5章でございます。景観まちづくり団体の認定、第18条から第19条でございます。

地域の景観づくりを推進するため、景観まちづくり団体の認定について、列記しております。

第6章、表彰及び支援でございます。第20条から第21条でございます。

良好な景観の形成に寄与している建築物やまちづくり活動等を対象に、事業者や所有者、設計者、活動そのものを表彰し、町民等の景観まちづくりに関する意識啓発を図っていくとしております。

また、建築物の更新等により良好な景観形成を促進するため、重点地区において、形成基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援を行っていくとしております。補助額及び補助率については、これまでの寺町構想エリアの景観補助金に準拠しております。

第7章、松島町景観審議会です。第22条でございます。

良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審査するため、景観審議会を設置いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第5 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正  
について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成25年8月に出された人事院勧告に鑑み、平成26年4月1日現在で年齢45歳未満の職員を対象とした号俸の回復を行うため、当該条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、今回の改正内容について、補足説明をさせていただきます。

まず、今回の改正でありますけれども、皆さんご存じのとおり、平成18年度より給与構造改革ということで4年間にわたりましたけれども、通常普通であれば4号俸上がるところを3号俸を4年間しました。ということは、4年間で4号俸抑制されたということになります。これを、平成23年度より人事院の勧告を鑑みながら回復を図ってきております。23年度から回復を図ってきているということで、今回もそれに合わせて回復をするもので、平成26年4月1日で満年齢45歳未満であります。

今回松島町で該当する職員でありますけれども、全体で36名ほどになります。年齢で言いますと、38歳から44歳までの方が該当してまいります。これに伴います、ここでは1号俸を回復するわけでありまして、ことしの26年1月1日現在で試算しますと、影響額としては137万1,000円ほどになります。

今回改正することによりまして、平成26年4月1日現在で38歳以下の方々については、全て抑制されたものについては回復されるという内容になります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第6 議案第3号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第3号職員等の旅費に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第3号職員等の旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、これまで外国旅行の際に支給されていた支度料について、定額による一律の支給が実態にそぐわなくなってきたことから、支度料自体は廃止し、支度料のうち実費で支給することが適当なものについては旅行雑費として整理し、所要の改正を行うものであります。また、外国旅行中に死亡した場合に支給する死亡手当については、町長等と一般職職員の支給額を統一して整理するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

手元にあります提案理由書の手前、新旧対照表が前のページにあるかと思えます。新旧対照表でまず説明をさせていただきたいと思えます。

新旧対照表の別表1ということで、右側のほう、一番下のほうに2ということで、支度料、死亡手当ということで、表が入っているかと思えます。

今回の改正につきましては、この2の支度料のところでは定額部分、期間として大きく3つに分かれておりますが、この支度料について、今回定額分について廃止をするというものであります。

もう一つ、死亡手当でありますけれども、右のほうに表がありますが、町長等と一般職の職員、町長49万円、一般職の職員については46万円とありますが、これを統一して46万円とするものであります。なお、この46万円にするということで別表にあるわけですが、本則のほうに第34条に46万円ということで、本則に統一したもので記載しております。

あと、もう1点大きなものでありますけれども、支度料のうち実費で支給することが、町長が適当と認めた場合ということで、今回第33条の第2号に旅行雑費ということで、1号については今までのとおりのものであります。2号に新たに旅行雑費の中に支度料に係るその他必要と認めた場合ということで、ここで文言を整理させていただいております。

なお、この支度料の取り扱いについては、二市三町、今回松島も議会として通れば、全市町が支度料の定額については廃止という状況になっております。

その他、字句の整理をさせていただいたものであります。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第7 議案第4号 松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第4号松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第4号松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の一部改正により、これまで同法に規定されていた社会教育委員の委嘱の基準を、地域の実情に応じて市町村において条例で定めることとなったことから、所要の改正をするものです。

なお、委嘱基準につきましては、文部科学省令において新たに規定された社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準に基づいて区分の上、条例中に規定する

ものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ただいま町長から提案理由の説明であったとおりの内容につきまして、私から補足説明をさせていただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立、いわゆる国の第3次一括法の中で、社会教育法ほか73の法律改正が行われたことに伴って改正するものでございます。

改正の中身といたしましては社会教育法の改正ということで、第15条第2項に規定していた社会教育委員の構成において、委嘱する対象者の規定が削除されました。

これを受けまして、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令、これに新たに社会教育委員が加わっております。

これに基づきまして、松島町社会教育委員の設置に関する条例の一部改正を行いまして、参酌すべき基準ということで該当する構成の内容を条例の中に明文化したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

#### 日程第8 議案第5号 松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第5号松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第5号松島町下水道条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等において、消費税及び地方消費税の率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることに伴い、下水道使用料に係る規定について所要の改正を行い、あわせて下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定改正と字句等の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第9 議案第6号 松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第6号松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第6号松島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等において、消費税及び地方消費税の率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることに伴い、水道料金等に係る規定を改正し、あわせて字句等の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、皆様にお諮りします。日程第10、議案第7号から日程第12、議案第9号までは、塩釜地区環境組合が脱退することの規約の変更の提案説明であり、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第10 議案第7号から日程第12 議案第9号

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第7号から日程第12、議案第9号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第7号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び議案第8号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、並びに議案第9号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の

減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の3規約の変更につきましては、平成26年3月31日をもって塩釜地区環境組合が脱退することについて、各規約の変更が必要となるものであります。

議案第7号の宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体に協議を求められており、同法第290条規定により議会の議決を必要とするため提案するものであり、また議案第8号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約及び議案第9号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき関係地方公共団体に協議を求められており、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第7号から議案第9号までの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第13、議案第10号から日程第25、議案第22号までは、集会施設の指定管理者の指定に関する議案の提案説明であり、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第13 議案第10号から日程第25 議案第22号

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第10号から日程第25、議案第22号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第10号から第22号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

31の集会施設に関しまして、引き続き地元行政区等の13団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、高城公会堂についてのみ現在建設中の高城コミュニティーセンターの完成時期に合わせ平成26年4月1日から平成26年6月30日までとし、それ以外の30

の集会施設については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第10号から議案第22号までの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第26、議案第23号から日程第27、議案第24号までは、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案の提案説明であり、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第26 議案第23号から日程第27 議案第24号

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第23号から日程第27、議案第24号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第23号及び第24号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

三浦墓地及び古浦墓地に関する指定管理者の指定について、引き続き各墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第23号から議案第24号までの提案理由の説明が終わりました。

---

日程第28 議案第25号 町道の路線認定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第25号町道の路線認定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第25号町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

今回の町道路線認定につきましては、松島町高城字愛宕地内の開発行為に係る道路の管理引き継ぎが終了したことに伴い、新規に3路線を町道認定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第29 議案第26号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第26号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第26号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、再生可能エネルギー等導入事業に係る松島第一小学校及び松島第五小学校への太陽光発電設備及び蓄電池等の設置工事に関するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、皆さんのお手元に資料ということでA3判2枚ほど、一番後ろにつけさせていただいております。

まず、第一小学校の配置図を見ていただければと思います。

今回は、太陽光のパネル、一小につきましては一小の屋上に、西側ですね、西側にパネルを設置し、蓄電池を西側のほうから、幼稚園のほうから出入りします。そのところの脇のあいているスペースに蓄電池を設置するということとなります。

その次に、もう1枚めくっていただきますと、今度は第五小学校の配置図がありますが、太陽光のパネルは、校舎ではなく体育館、後ろの体育館のほうの屋根にパネルを設置し、蓄電池は、校舎から体育館に行く渡り廊下があります。その間のスペースのところに蓄電池を設置するという工事の内容となります。

それで、ちょっと戻っていただきますと、今回の契約につきましては、仮契約は2月25日に締結しております。

また、この資料の1枚前に、入札結果表という資料が前のページについております。その中で、入札の結果1社が最低制限価格を割っているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第30 議案第27号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第27号平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第27号平成25年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の産休・育児休業等に伴う人件費、各事務事業の精査及び事業費の確定により補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、10ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、今年度の会議録反訳料の実績見込み及び議員改選に伴う改選前の政務活動費の精算により減額するものであります。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、職員の産休等に伴う人件費及び各事務事業の精査に伴い減額するものであります。

2目文書費及び3目広報広聴費並びに11目電子計算費につきましては、各事務事業の精査及び事業費の確定により減額するものであります。

14目退職手当組合負担金につきましては、3月末日付依願退職予定者に伴う退職組合特別負担金等について補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、地域の元気臨時交付金及び景勝地である松島の災害復旧・復興財源として寄附をいただいた金額について積み立てするものであります。

12ページにわたります。

18目復興推進費につきましては、松島地区等避難施設整備事業により実施しました磯崎字長田地区、白萩地区の避難所の実施設計業務及び防災まちづくり広場整備事業の調査測量設計業務の事業費確定に伴い減額するものであります。

また、復興まちづくり支援施設整備事業につきましては、12月補正予算にて議決をいただいておりますが、建築資材の高騰及びトイレの増設等から工期や工事費に大幅な変更が見込まれ、今回減額するものであります。

19目仮庁舎整備費につきましては、旧松島町役場庁舎の移転補償費確定に伴い財源更正するものであります。

2項2目賦課徴収費につきましては、事務事業の精査に伴い減額するものであります。

15ページにわたります。

4項3目参議院議員選挙費、4目宮城県知事選挙費、5目松島町議会議員選挙費、6目宮城海区漁場調整委員会委員補欠選挙費につきましては、各選挙に係る執行経費の確定に伴い減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の災害援護貸付金につきましては、貸付実績見込みに伴う減額及び平成25年12月10日付国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、平成26年4月の障害者総合支援法の改正に伴う障害者自立支援ソフト改修業務について補正するものであり、障害者自立支援費及び心身障害者医療費助成等につきましては、今年度の実績見込みから補正するものであります。

16ページにわたります。

また、平成22年度、23年度の障害者自立支援給付費等国県負担金の返還金につきましては、障害福祉サービス事業所においてサービス給付費に係る負担金の不正受給に伴い、国、県への返還金を補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、各事務事業の精査及び平成25年12月13日付後期高齢者保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、平成24年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴い返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し、補正するものであります。

6目保健福祉センター管理費につきましては、灯油等の燃料単価の高騰に伴い補正するものであります。

2項6目子育て支援事業費につきましては、子ども・子育て会議について、1回開催増とすることから補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、健康診査及び予防接種事業の精査に伴い減額し、平成24年度感染症予防事業費の確定に伴う返還金を補正するものであります。

18ページをお開き願います。

5目環境衛生費及び6目公害対策費につきましては、事業費の確定等に伴い減額するもので

あります。

2項1目塵芥処理費につきましては、今年度の宮城東部衛生処理組合負担金の確定に伴い補正するものであります。

5款労働費1項1目勤労青少年ホーム費及び2目労働諸費につきましては、事業費の確定等に伴い減額するものであります。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、手樽字広浦地区の除塩事業費が確定したことに伴い補正するものであり、5目園芸振興費につきましては、事業費の確定に伴い減額するものであります。

3項4目漁港建設費につきましては、古浦・銭神漁港防潮堤測量設計業務の完了に伴い減額し、委託料減額分を合わせて古浦漁港防潮堤整備工事費を補正するものであります。

20ページにわたります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、利府松島商工会が今年度取り組む事業として滞在交流型のプログラムの企画及び観光資源としての人材育成を図るため、小規模事業者地域活力活用新事業全国展開支援事業補助金を補正するものであります。

また、中小企業振興資金融資等保証料補給事業の融資実績に伴う増額及び損失補償の対象者の死亡により請求時期が変更となったことから、損失補償金を減額するものであります

3目観光費につきましては、事業費の確定に伴い減額するものであります。

4目文化観光交流館費につきましては、地域の元気臨時交付金制度運用方法の変更に伴い、文化観光交流館駐車場整備工事について、平成26年度に事業を実施することから減額するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費、2項2目道路維持費につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定に伴い減額するものであります。

5項1目都市計画総務費につきましては、国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金の確定に伴い補正するものであり、2目公共下水道費につきましては、事務事業の精査に伴い下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

22ページにわたります。

6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業並びに木造住宅耐震改修工事促進事業に伴う助成金の申請件数の確定に伴い減額するものであります。

10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費につきましては、

事務事業の精査及び事業費の確定に伴い減額するものであります。

24ページをお開き願います。

5項4目体育施設費につきましては、地域の元気臨時交付金制度運用方法の変更に伴い、屋外屋根つき多目的運動場建設工事について、平成26年度に事業を実施することから減額するものであります。

11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費につきましては、宮城県で実施しております農地災害復旧工事の完了に伴い補正するものであり、2目農業用施設災害復旧費につきましては、宮城県及び鶴田川沿岸土地改良区で実施しております農業用施設災害復旧工事の完了に伴い補正するものであります。

26ページにわたります。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、松島大橋災害復旧の橋梁かけかえ位置の変更及び道路路面災害復旧事業、漁港災害復旧事業の精査並びに災害派遣職員経費の精査に伴い減額するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税4項町たばこ税につきましては、販売本数がふえる見込みから増額するものであり、5項入湯税につきましては、入湯客数がふえる見込みとなることから増額するものであります。

3款利子割交付金、4款配当割交付金。4ページにわたります。5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、今年度の宮城県からの交付見込み額通知に伴い精査し補正するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、平成25年度普通交付税の2月追加交付の決定に伴い補正するものであり、震災復興特別交付税につきましては、仮庁舎整備事業及び災害復旧事業等の精査に伴い減額するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い増額するものであり、障害者自立支援給付費負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費に対するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧事業の精査に伴い減額するものであります。

2項1目民生費国庫補助金から6目農林水産業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明

しました各事務事業の精査に伴い補正するものであります。

8目地域の元気臨時交付金につきましては、平成25年12月5日付交付決定に伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました参議院通常選挙費の執行経費の確定に伴い減額するものであります。

6ページをお開き願います。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、交付決定及び事業費の精査に伴い補正するものであります。

2項2目民生費県補助金の障害者福祉費補助金につきましては、歳出でご説明しました事業費の精査に伴い補正するものであり、災害等廃棄物処理基金促進費補助金につきましては、災害廃棄物処理事業費の確定に伴い補正するものであります。

3目衛生費県補助金及び4目労働費県補助金並びに7目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しました各事務事業の精査に伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました宮城県知事選挙費及び宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の執行経費の確定に伴い減額するものであります。

17款財産収入2項1目不動産売払収入の役場庁舎移転補償金及び役場土地売払収入について、平成26年2月12日付一般県道高城停車場線松島橋橋梁災害復旧事業に係る土地売買及び物件移転補償契約の締結に基づき補正するものであります。

18款寄附金1項3目災害費寄附金につきましては、景勝地である松島の災害復旧及び復興財源として寄附をいただいた金額について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、震災復興支援ホームステイ事業の確定に伴い減額するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました松島地区等避難施設整備事業及び防災まちづくり広場整備事業の設計業務が進み、事業費の精査に伴い減額するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金の交付金額の確定に伴い補正するものであり、宮城東部衛生処理組合負担金精算金につきましては、宮城東部衛生処理組合資源物売払収入として従来負担金の中で精算しておりましたが、今年度より歳入で受け入れることに構成市町で決定したことに伴い補正するものであります。

また、塩釜地区消防事務組合負担金精算金につきましては、消防事務組合の災害復旧事業について、震災復興特別交付税が確定したことに伴う精算により補正するものであります。

22款町債につきましては、歳出でご説明しました各事業費の精査に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、復興支援定住促進事業ほか34事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであり、事業の内訳としましては、東日本大震災復興交付金事業が23事業、災害復旧事業が3事業、復興支援事業が2事業、仮庁舎整備関連事業が3事業、ほか4事業となっております。

繰越明許の主な理由としては、避難所の整備や道路新設において、地権者の権利関係の複雑さや用地買収の交渉に時間を要していることなどが要因であります。

また、この他に、平成24年度の事業について、事故繰越が予想されるものが一般会計で10件、下水道事業特別会計で3件となっております。事故繰越の主な理由としては、入札執行の不調、建設資材の不足、人員不足などによるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、まず繰越明許費について、現時点の状況をもとに説明させていただきます。

お手数ですが、こちらの松島町一般会計補正予算第7号、本文のほうですけれども、こちらの5ページをお開き願います。

まず、繰越明許費とはどういうものかということですが、繰越明許費とは、当該年度において支出が終わらない見込みのあるものについて、議会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができる経費のことです。

今回の一般会計補正予算は、35本の事業、金額にして約75億円を繰り越すためのものであります。その繰り越しの概要につきましては、繰越金額が高い事業についてのみの説明とさせていただきます。

5ページの表の上から2番目と3番目の手樽地区並びに松島地区の復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、関係機関との調整に手間取ったこともあり、造成工事分については、本年2月21日に契約を締結し、その工事の完成を本年6月30日と予定しておりますが、施設本体の工事につきましては、26年度中になる見込みです。

下段のほうの安全・安心なまちづくり基盤整備事業の石田沢地区、三十刈地区、それから漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、地権者の権利関係が複雑なこともあり、用地買収などに時間を要していることが主たる要因で繰り越すもので、26年度内完成を目指すものであります。

6ページに移ります。

6ページの中段以降の道路の新設関係事業につきましては、先ほど説明した事業と同様に、用地買収に時間を要していることなどで繰り越すものでございます。

次のページに移ります。

7ページの教育費の小学校太陽光発電等設置事業につきましては、本年2月25日に仮契約を締結したもので、年内中の完成を予定しております。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、請負者側の労働者や資材調達の困難さが主な要因で繰り越すもので、26年度内完成を目指すものであります。

以上が主なものの繰り越し内容であります。他の繰越事業につきましても、何分にも多くの事業を実施しなければならず、それぞれの事業間における調整が必要となり、またさまざまな関係機関との調整や協議も要するもので、それにかかなりの時間を要していることが要因の一つにもなっております。

以上が繰越明許費関係であります。

次に、事故繰越について、先ほど町長が説明したとおりであります。若干事故繰越の制度についてお話しさせていただきます。

事故繰越とは、予算をより効果的に執行するため、繰越明許費の活用だけではなお不十分である点を補完しようとした考え方に基づくもので、歳出予算の経費の金額のうち、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越して使用できるものとするものであります。

また、繰越明許費は1年度限りのもので、繰越明許費をさらに繰越明許費として次年度に繰り越すことはできないものであります。しかし、繰越明許したものであっても、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものについては、さらに事故繰越としてこれを翌年度に繰り越して使用できるものでございます。

なお、事故繰越は、議会の議決事項ではありませんが、繰越金額やその財源について翌年度の5月31日までにその計算書を調製し、その後の議会での報告となります。この報告は、繰越明許費も同じであります。

以上で繰り越し関係の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、配付しております資料、仮庁舎整備費財源更正と役場土地売り払い関係について説明させていただきます。

お手数ですが、資料をごらん願います。

それでは、仮庁舎整備費財源更正関係と松島町役場土地売り払い関係の資料について説明します。

まず、これらの補正は、宮城県が施行する松島橋橋梁災害復旧事業に伴う庁舎移転に係るもので、本年2月12日に宮城県と契約締結したことにより、移転補償費及び土地売り払い金額が確定したことによるものであります。

資料の1枚目の仮庁舎整備費財源更正関係であります。上から現予算額の表、財源補正後の表、それから補正額（案）の表を記載しております。その中の一番下の③補正額（案）の表で説明しますので、そこをごらん願います。

その表の歳入のところの特定財源の中の、その他（移転補償費）の欄に1億1,226万8,000円との数字があります。これが今回増額になった移転補償費の額でございます。この移転補償費の額は、震災復興特別交付税や地方債を算定する場合の基礎数字となるものであります。

それらの算定方法の概略につきましては、この表の下に記載しております。これに基づきまして算定しますと、地方債が2,340万円の減、震災復興特別交付税が7,763万4,000円の減、それから、震災特区を除く一般財源が1,123万4,000円の減額となります。

その結果、この表の上の表の②の財源補正後の表に記載されているとおりの財源金額となります。

なお、移転補償費及び震災復興特別交付税は、国または県から交付されるものでございます。次のページに移ります。

2枚目の松島町役場土地売り払い関係であります。旧庁舎の敷地面積は1,680.27平米、そのうちの1,130.13平米、赤く着色した部分であります。この部分が宮城県に売り払いするものとなります。

売り払いの単価につきましては、宮城県で実施した鑑定評価に基づく金額で、1平米当たり2万8,300円になっています。その結果、売り払い金額は3,198万2,679円となりました。

平成25年度当初予算の段階では、売買面積が明確にされていませんでした。このため、3,600万円の収入になるものと見込んで予算計上をしておりました。県では必要最低限の売買面積にとどめたものと思われ、当初予定していた売買面積を約1割程度下回る面積となり、

結果として当初予算を401万7,000円下回る売り払い金額になったものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 町民福祉課から、次の資料についてあります主要事業説明資料で説明させていただきたいと思っております。

補正予算の事項別明細書につきましては、15ページから16ページになります。

障害者自立支援給付費負担金返還金でございます。これについて簡単に説明申し上げます。

中段に事業の目的とあります。ここを読み上げます。

仙台市は、株式会社E c o L i f e（エコライフ）に対して、障害福祉サービス事業所「バンビの森蒲生」の指定申請を行った際、不正があったため、当該事務所の指定取り消しの処分を行った。

本町からも当該事務所の利用者に係る自立支援給付費（22年度、23年度）を給付しております。これを取り消しし、返還を求めています。給付した分のうち、国庫負担金についても取り消しとなるため、今回、国に返還するものでございます。

そしてまた、宮城県障害者自立支援給付費負担金についても、国の取り扱いに準じて返還するものとなります。

事業の概要は記載のとおりでございますが、一番下の不正の内容というところを読み上げます。

仙台市にバンビの杜蒲生の指定申請を行った際、管理者について全く勤務実績がないにもかかわらず、介護保険法に基づく通所介護事業所の実務経験証明書を偽造し提出したという内容になっております。

次の資料を見ていただきたいと思います。

これまでの不正受給に係る経緯と町の対応ということで、時系列に記載させていただいております。

平成22年9月1日、箱で囲んでいるところですが、仙台市において、エコライフが運営するバンビの杜蒲生（就労移行支援、就労継続支援A型）を障害福祉サービス事業所に指定しております。この時点の、平成22年10月から平成23年4月まで松島町民1名が利用されております。

こちらの一番下の25年5月2日と記載している、これも箱で囲んであります。

仙台市において就労支援センターバンビの杜の指定取り消しを22年2月1日から遡及取り消

し。そして、バンビの杜蒲生につきましても、指定取り消しを平成22年9月1日から遡及取り消しとなりました。

次のページ、お願いいたします。

町としては、25年5月31日、エコライフに対して、この給付費の返還請求を行っているところでございます。

その下、平成25年7月9日、関係自治体ということで、ごらんの市町村になりますが、国に対して指定障害福祉サービス事業者等の不正防止等を求める要望書を提出し、なおエコライフが今後破産等により請求について不納欠損となった場合、障害者自立支援給付費国庫負担金の返還を求めないことを国などに要望してまいりました。

それで、現在なのですが、一番下にありますが、平成26年2月12日付をもちまして、現在破産管財人へ松島町は交付要求を提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 地域の元気臨時交付金関係につきまして、追加して説明させていただきます。

今回の地域の元気臨時交付金は、平成24年度補正予算として決定された事業でございます。

交付の算定対象となるのは、国の平成24年度補正予算（第1号）に計上された公共事業のうち、地方負担分が算定基礎となっており、本町では、社会資本整備総合交付金や学校施設改善交付金などの町負担分に対して9割に当たる2億2,493万9,000円が交付決定されています。

このうち、平成24年度中に交付決定のあった1次交付限度額1億7,637万6,000円につきましては、屋外屋根付多目的運動場建設事業及び文化観光交流館駐車場整備事業並びに給食センター整備事業に充当するとして、9月に補正させていただきました。

2次交付額と1次交付額の差額である4,856万3,000円につきましては、事項別明細書5ページにありますように補正計上させていただいております。

今回、制度運用について、地域の元気臨時交付金事業は、平成24年度の国予算であり、交付金を充当する事業が25年度内に完了しない場合、事故繰越の扱いになる。財務省協議により繰り越しが認められない場合は当該交付金が充てられないとの連絡があり、未発注でございました20ページの文化観光交流館駐車場整備事業の工事請負費並びに24ページの屋外屋根付多目的運動場建設事業の工事請負費及び委託料のうちの施工監理費について、25年度事業としては減額補正を行い、11ページの震災復興基金へ1億6,120万円を積み立てし、平成26年度

事業として予算計上させていただいております。

基金へ積み立てをした残りの交付額6,373万9,000円については、25年度内完了見込みの中学校屋外運動場環境整備事業及び屋外屋根付多目的運動場建設事業の実施設計、文化観光交流館駐車場整備事業の測量設計業務、給食センター整備事業へ充当しております。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで議事の進行上休憩をとりたいと思います。

再開を11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

---

日程第31 議案第28号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第28号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第28号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定及び平成24年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金等について補正するものであり、財源につきましては、保険財政共同安定化事業交付金等を補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第32 議案第29号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第29号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第29号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第33 議案第30号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第30号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第30号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費等の実績等に伴う精査及び平成24年度介護給付費の精算に伴う国・県支出金の返還金並びに消費税増税対応に伴う介護保険システム改修業務、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金等について補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金等を補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金につきましては、年度内事業の完了、交付が見込めないことから繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第34 議案第31号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第34、議案第31号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第31号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護予防支援事業収入を精査し、介護予防支援業務委託料を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第35 議案第32号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第32号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第32号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定並びに各事務事業を精査し、歳入につきましては、福浦橋の事業収入の実績見込みに伴い増額し、これらの財源を精査し、財政調整基金積立金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第36 議案第33号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第36、議案第33号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第33号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、公共下水道施設災害復旧事業の協議設計のうち高城浜排水区について保留解除、交付決定に伴う災害復旧事業の補正及び各事務事業の精査、事業費の確定

に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、国道45号下水道管移設工事ほか2事業につきましては、年度内完了が見込めないために繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第37 議案第34号 平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第37、議案第34号平成25年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第34号平成25年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入における今後の収益見込みの精査に伴い関係所要額を補正し、資本的支出においても事業精査に伴い委託料及び工事費を減額補正するものであります。

これにより、収益的収入総額を5億9,725万1,000円に、資本的支出総額を4,454万4,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,552万円3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額258万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,643万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第38、議案第35号から日程第46、議案第43号までは、平成26年度各種会計予算についての提案説明であり、町長の施政方針もございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第38、議案第35号から日程第46、議案第43号までを一括議題とします。

本来ならここで町長から施政方針を受けるわけではありますが、議事進行上、少し早いのでは

ありますが、昼食休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

再開を13時といたします。

午前 11時39分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第38 議案第35号から日程第46 議案第43号

○議長（櫻井公一君） 日程第38、議案第35号から日程第46、議案第43号までを一括議題として取り上げることにいたします。

議案の朗読を省略し、これより町長から、平成26年度各種会計当初予算提案に当たって趣旨説明、施政方針を受けます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、平成26年3月の松島町議会定例会が開催され、平成26年度の各種会計予算案を初め関係諸議案をご審議いただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく3年を迎えようとしておりますが、町内の随所に響く復興のつち音が、復旧から復興、そして創造へ向けた高まりを見せております。

また、松島橋のかけかえ工事に伴い、役場庁舎を松島駅に隣接する新庁舎へ移転し、1月6日より業務を開始いたしました。この庁舎を復興のシンボルとして、これまで以上に職員一丸となって取り組んでおります。

さて、国内では、プロ野球東北楽天の日本一、2020年東京オリンピックの決定のニュースや、三陸地方を舞台にした連続ドラマ「あまちゃん」の大ブームに続き、ことしもさきに閉会した冬季オリンピックソチ大会において宮城県出身の羽生結弦選手が金メダルを獲得するなど、震災以来の重々しい雰囲気を一変させる明るく楽しくなるようなニュースや話題が多く続きました。

本町に目を向けますと、昨年4月から6月まで開催された一大観光キャンペーンである仙台・宮城デスティネーションキャンペーンや、9月に開館しました文化観光交流館での人間

国宝野村萬さんらによるこけら落とし公演、続いて10月には、西行戻しの松公園にて世界的音楽祭ルツェルン・フェスティバルが開催されるなど、数多くのイベントや公演が開催されました。

加えて12月には、カンボジアにおいて開催された世界で最も美しい湾クラブ総会にて、日本初となる同クラブ加盟を果たすことができました。

さらに新たな産業誘致活動の一環として、東北放射光施設誘致のフォーラムを11月に開催するとともに、国道45号の渋滞解消を図るための社会実験の実施など、震災からの復興とともに、明るい未来の創造に向けて、大きな第一歩を踏み出せました。

平成26年度は松島町復興計画における復興期として復興事業を加速し、次期創造期へとつなげる活力を育む年でもあります。何としても早期復興をなし遂げるという気概を持って復興事業に重点的に取り組み、同時に単なる復興ではなく、町の魅力を高められる創造的な発展が実現できるよう、英知を結集して取り組んでまいります。

国政におきましては、平成25年度補正予算として好循環実現のための経済対策の実行に伴う5.5兆円規模の大型補正をし、さらにはその補正予算と経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す平成26年度予算を一体的に編成し、平成26年度前半に見込まれる消費税率引き上げによる反動減の緩和や成長力の底上げを行うほか、平成27年度までの集中復興期間における25兆円程度のいわゆる復興財源フレームの財源の確保を図っております。

本町におきましても、こうした国の経済対策や新しい政策などと歩調を合わせ、地域経済の活性化について検討を進めるとともに復興まちづくりを一段と加速させてまいります。

さて、平成26年度は、平成27年度を達成年度とする長期総合計画第3次基本計画及び震災復興計画の最終年次へ向けた重要な年でもあります。

松島中学校体育館大規模改修に始まり、松島町文化観光交流館の完成、そして児童館の建設、第五幼稚園の建設など、長期総合計画に位置づけられた事業の着実な実現に加え、役場庁舎移転や国道45号の整備、避難道路、避難施設など、国・県を含めた復旧・復興事業により、社会生活を支える公共的な仕組みや基盤が大きく変わろうとしております。

平成26年度は平成28年度からの長期総合計画及び国土利用計画、これは第4次です、の策定作業に着手します。町民の皆様が町の発展を実感できるよう、さらに持続的なまちづくりが可能となるように長期的な視点に立った計画をすべく準備を進めてまいります。

さらに、少子高齢化の進展は全国的な問題として本町へも重くのしかかっております。教育基本計画や現在策定中の子ども・子育て支援事業計画を確実に実現することにより、町民の

皆様にも満足していただけるような子育て環境、住環境を提供し、子育て世代の定住促進を図るとともに松島の将来を担っていける人材を育てまいります。

また、景気回復への期待感の高まりや、円安傾向を背景として、国内外の旅行者は増加傾向にあります。しかしながら、本町においては、震災以前の観光客入込数に改善していない状況です。さらに、2年連続でカキが死滅し、松くい虫の被害も深刻な状況となっており、取り巻く環境は厳しい状況下にあります。

そのような中、世界で最も美しい湾クラブに加盟を果たすことができたことは非常に有意義であり、観光立町として観光振興計画や景観計画を積極的に推進し、すぐれた自然と歴史を持つ独自の景観的魅力と安全・安心な松島を国の内外にしっかりと伝え、さらに本町が先導的な役割を果たしながら宮城県や松島湾を形成する自治体とも協力関係を築き、課題の解決に取り組んでまいります。

さらに、東北放射光施設の誘致は、産業振興のみならず、雇用の確保、定住促進、少子高齢化など、町の課題解決に大きな効果が期待されるものと考えております。行政だけではなく、町民、経済界、周辺自治体を巻き込んで一丸となって積極的な誘致活動を展開し、誘致の実現を目指してまいります。

一方、町民の皆様の中には、震災前の暮らしやなりわいを取り戻すことがかなわず、ご苦労をなされている方もおります。被災された方とともに復興に向けて一歩ずつ着実に前進し、全ての皆様が平穏な生活を取り戻し、将来に向けた希望と期待を持てるまちづくりを進めるため、復旧・復興事業を最優先事業として取り組んでまいります。特に復興事業については、調査設計業務から本格的な工事に移行することから、国・県など関係機関と協力しながら、事業の早期完成を目指して取り組んでまいります。

しかしながら、平成26年度の本町の財政見通しは、町税においては東日本大震災などからの回復は見られるものの、国が地方に交付する地方交付税の総額が前年度に引き続き減額されるなど、財政状況の改善が見通せない厳しい財政運営となっております。こうした状況下において平成26年度は復興事業が本格化して2年目となり、前年度と比較して一般会計は37.6%の減となった反面、下水道事業特別会計は95%の増、その他の特別会計は4.9%の増、水道事業会計は14.5%増の編成となりました。

本予算の執行に当たりましては、早期に復旧・復興をなし遂げるため真に必要な事業の選択を行い、財政の健全性を維持しつつ、町に課せられた使命を確実に果たし、「住み続ける町、行ってみたい町・松島」を実現できるよう、全力を尽くしてまいります所存でございます。

次に、平成26年度の主要施策につきまして長期総合計画の施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

自然に恵まれた住み心地の良いまちづくりについてでございます。

世界で最も美しい湾クラブへ日本初にして唯一の加盟を果たすことで、国内だけではなく、さらに国際的にも知られるようになりました松島の自然と調和しつつ、各地区が均衡して発展するよう事業を推進してまいります。また、住み心地のよい住環境を提供し、防災対策の推進と都市骨格の整備を推進することで、定住できるまちづくりを推進してまいります。

土地利用につきましては、景観計画に基づき松島の美しい景観を継承、創造しながら、交通利便性を生かした住居系や産業系の土地利用を促進し、定住促進や産業振興が図られるよう、土地利用の促進を図ります。また、松島町国土利用計画（第3次）が平成27年度で目標年次を迎えることから、土地利用の実情を把握しながら、平成28年度からの新しい長期総合計画や復興計画の実現に資するよう、策定作業を進めてまいります。

環境保全につきましては、安全で快適な環境づくりを進めるため、ごみの分別やリサイクルによる環境に優しいごみ処理の推進を図り、資源の有効利用を推進する循環型社会の維持に努めてまいります。また、ゴミゼロ運動の実施及び不法投棄防止を推進するため、環境美化推進員や公衆衛生組合連合会による巡回・監視パトロールを強化するとともに、地域住民に協力をいただきながら不法投棄防止の意識高揚を図るための啓発活動を実施し、ごみのないきれいなまちづくりを目指し、さらなる環境美化に努めてまいります。

東京電力福島第一原子力発電所事故の被害対策につきましては、町民が安全・安心に暮らせるよう、庁舎駐車場及び町内各教育施設等での空間線量の測定を今後も継続していくとともに、給食を初めとした食品並びに土壌の検査を随時行ってまいります。

河川及び港湾につきましては、高城川・松島港における護岸、浮桟橋等の災害復旧工事が平成26年度も引き続き行われますので、おくれることがないよう宮城県と協議を進めてまいります。また、高城川の松島橋から上流部の河川改修工事につきましても、早期完成に向け調整を進めてまいります。

住宅につきましては、磯崎地区の華園、美映の丘への木造40戸の災害公営住宅を建設し、借上げの仮設住宅で生活している方を優先的に入居する手続を実施してまいります。

定住促進につきましては、不動産会社を中心に定住促進ガイドブックなどにより復興支援定住促進事業補助金制度などの周知を図った結果、同補助金を活用して松島へ移り住む方がふえておりますので、平成26年度においてもさまざまな媒体を活用して制度の周知徹底を図り、

町外への人口流出防止とともに町外からの移住促進を引き続き図ってまいります。

また、被災者の方が行う宅地かさ上げと防災対策につきましても補助金を交付するとともに津波被災者の方に対する住宅再建についても支援し、生活再建の負担軽減を引き続き図ってまいります。

企業誘致につきましては、東北放射光施設の本町への誘致を実現させるため、東北放射光誘致協議会を設立し、町、町民、経済団体が一丸となって誘致活動に取り組んでまいります。さらに、インターチェンジ周辺や市街化区域周辺などにおいて、産業系土地利用の検討をしてまいります。

上水道につきましては、町民に良質な水を安定供給するため水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、震災による被害や施設の老朽化等の状況を踏まえ、二子屋浄水場の整備促進と復興事業等に伴う配水管移設など水道施設の更新や改良事業を実施し、ライフラインの確保と機能充実に努めてまいります。また、水道事業の健全な経営を図るため、歳入の確保とさらなる経費の節減に努め、効率的な経営を進めてまいります。

下水道事業の汚水対策につきましては、松島地区垣ノ内の国道45号歩道整備に伴う管渠の移設工事等を実施するとともに浄化センターの長寿命化計画策定の実施計画を行い、施設老朽機器更新の年次計画を策定し、適正な運転管理のもと、快適な生活環境を町民に提供してまいります。また、初原地区を初めとする下水道整備につきましては、復旧・復興事業の進捗を見きわめながら事業再開の時期を考えてまいります。

雨水排水対策につきましては、震災で地盤沈下が生じている松島海岸並びに高城浜の沿岸部におきまして災害復旧によるポンプ場建設及び幹線水路工事の実施設計を行い、災害復旧事業の推進に努めてまいります。また、松島地区の小石浜・小梨屋地区におきましては、復興交付金事業によるポンプ場新設・増強及び幹線水路工事を実施します。さらに、松島地区の普賢堂・蛇ヶ崎、高城地区の西柳、磯崎地区の磯崎・長田におきましては、ポンプ機能の増強及び幹線水路工事の調査設計を実施し、復興交付金事業の推進に努めてまいります。あわせて、各排水ポンプ施設等の保守保全を実施し内水排水に万全を期し、大雨などによる浸水被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路事業につきましては、引き続き震災で被災した道路及び橋梁の復旧に努めてまいります。また、復興交付金事業による避難道路である都市計画道路根廻磯崎線を初めとする道路整備事業につきましては、早急に整備を図るよう取り組んでまいります。

幹線道路ネットワークの整備につきましては、一般県道小牛田松島線、いわゆる初原バイパ

スの延伸計画実現を宮城県に引き続き要望してまいります。さらに、主要地方道仙台松島線の整備につきましても宮城県に要望してまいります。また、国道45号につきましても、松島海岸地区の歩道整備事業として国土交通省より拡幅整備工事が着工となっておりますので、早期完成に向け関係機関と調整を進めるとともに、平成25年度に引き続き松島海岸地区の通過車両軽減を目的とした社会実験を実施し、道路環境改善に努めてまいります。

公共交通につきましても、松島駅のエレベーター設置について平成27年度中の工事着手を実現させるため、JR東日本との協議を進めるとともに、松島海岸駅のバリアフリー化の早期実現に向けた検討も引き続き行ってまいります。

さらに、JR東日本により仙石線の一部列車が東北本線に乗り入れる計画が進められております。高城町駅の利便性が高まることから、駅と駅周辺を含めた整備事業を検討するとともに仙石線の平成27年度全線開通に向けて関係機関に協力してまいります。

町営バスにつきましても、役場庁舎へのバス乗り入れを平成26年1月より行っており、今後は駅乗り入れについても地域公共交通会議での理解が得られるよう働きかけ、町民にとって利用しやすい運行に努めてまいります。

情報通信につきましても、災害による重要データの消失を防止するため、セキュリティが確保された遠隔地へ住民情報データを保存するクラウドによるシステムの運用を引き続き図ってまいります。また、ホームページや広報紙、フェイスブック、ツイッター等を活用した町政情報や防災、観光情報の積極的な提供を引き続き図ってまいります。

交通安全につきましても、交通安全関係機関や警察と連携し、子供や高齢者を対象として街頭指導や交通安全啓発運動を実施してまいります。また、事故防止の広報活動等を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに道路の安全点検や交通安全施設の整備に努めてまいります。

消防・防災につきましても、震災の教訓と検証及び津波避難計画をもとに、また女川原子力発電所から50キロメートル圏内に位置することから、原子力災害対策を盛り込んだ新しい防災・減災対策を図るため、松島町地域防災計画見直しを引き続き行ってまいります。

また、町総合防災訓練につきましても、その時々課題や実情に沿った実りのある訓練を実施し災害に対する防災意識の向上を図り、今後は、みずからの命はみずからが守る、自分たちの地域は自分たちで守ることを防災の基本とし、みずから備える自助、地域で備える共助の取り組みを進めることによって、町民一人一人の、そして地域の防災力を向上させてまいります。さらに、町民の自主的な防災意識の向上を図るため、自主防災組織結成に努めるとともに自主防災組織活動へ支援をしてまいります。

消防団活動につきましては、災害時に消防団が円滑かつ安全に活動できる環境づくりと訓練に努めるとともに、消防団車両及び資機材の整備に努めてまいります。

復興事業につきましては、震災を教訓として整備を進めている避難施設や備蓄倉庫、給水対策としての耐震性貯水槽、電力確保としての自家発電装置の早期完成に努めてまいります。

そして、松島地区の石田沢・三十刈・東浜の3地区で計画しています避難場所整備事業及び手樽地区の漁業集落防災機能強化事業につきましては、平成27年度完成を目指し平成26年度より工事に着手してまいります。

防犯につきましては、犯罪のない安全・安心な地域社会づくりのため、安全・安心推進会議を通し、防犯関係団体及び警察と協働し防犯思想の普及活動に努めてまいります。また、各地区に対する防犯灯設置・修繕の補助を行うほか、地域の犯罪情勢に応じた対応を警察等の指導を含めて町の関係機関と連携し、取り組んでまいります。

健康で互いに助けあい、心のかよいあう温かいまちづくりについてでございます。

少子高齢化が進展している現在、復興に取り組む本町においては、これまで以上に一人一人が健康で生き生きと生活でき、安心して子育てができる環境づくりが大切と考えております。

また、震災以降、自殺対策緊急強化事業補助金を活用し、応急仮設住宅入居者等の個別相談、心の健康サポーター養成講座等を実施し、心と体の健康づくりを推進してまいりました。平成26年度は、新たに保健・医療・福祉・民間事業所等による精神保健福祉ネットワークを形成し、孤立化の防止、自殺予防等、ともに協力し地域で支え合う体制づくりを推進してまいります。

保健・医療につきましては、第2次松島町健康プラン及び第4次松島町母子保健計画に基づき、健康寿命の延伸を目的に1次予防に重点を置いた生活習慣病対策を展開してまいります。

また、先天性風疹症候群を予防し、安心して妊娠、出産できるよう、平成26年度も引き続き風疹の予防接種に係る助成事業を実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、住みなれた地域においてできる限り自立した生活を営むことができるよう、健康で生きがいを持ち、生き生きと健やかに暮らすことができるよう支援してまいります。

昭和38年に老人福祉法で位置づけられた老人クラブ連合会は、本町においては昭和39年に始まり、平成26年4月に50周年を迎えます。今後も豊富な知識と経験を有する方々が社会的活動に参加できるように支援してまいります。

児童福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定を進める中で、ニーズ調査の結

果とともに子ども・子育て会議の提言を踏まえ、よりよい子育て支援の環境づくりを推進してまいります。また、児童館は、本町の子育て支援の拠点施設として、子供と親が安心して楽しく集える場として建設を進めてまいります。

児童虐待防止につきましては、虐待による子供への影響や早期発見、地域支援の必要性について啓発を図り、保護者への育児相談や関係機関と連携し、虐待の未然防止に努めてまいります。

そして、保育所につきましては、保育業務、一時預かり保育の充実を図り、子育て世帯の支援を行ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法にかわり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成25年度から施行されていますが、これまでの自立支援給付事業、地域生活支援事業等の福祉サービスが低下することのないよう、制度に谷間のない支援の提供に努めてまいります。

また、地域活動支援センター希望園は、未就学児親子の交流の場として、そして障害を持つ方々が交流し社会参加する場として活用を図ってまいります。

加えて平成26年度は、消費税率の引き上げに伴う影響を緩和するため、低所得者に対する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給を実施し、経済的な支援を行ってまいります。

地域社会の支えとなるボランティアにつきましては、高齢者等がみずから社会参加活動を行いながら健康増進・介護予防に積極的に取り組むことができるよう、心と体の健康づくりの研修を行う等、保険福祉ボランティアの育成を継続して行ってまいります。

国民健康保険につきましては、東日本大震災により甚大な被害を受けた被保険者の医療の受診機会を確保するため一部負担金の支払いの免除を実施するとともに、保健事業の健全な運営を目指し、被保険者が適切な医療等を確保できるよう、適正な給付管理を実施してまいります。また、被保険者が特定健診・特定保健指導を積極的に活用し、予防可能な疾病の早期発見、生活習慣病の重症化予防を図り、健康的な生活を送ることができるよう体制づくりに努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられています。町で行う事務である各種申請・届け出の受け付け、保険料の徴収などについて、広域連合と連携を図り、高齢者の身近な窓口として適正に行うよう努めてまいります。

介護保険につきましては、第6期介護保険事業計画策定年度に当たり、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、サービス量と費用の将来推計、保険給付や事業の方針策定、3年間の保険料の設定等を行ってまいります。

また、地域支援事業につきましては、認知症予防プログラムを初め各種教室の参加者をふやし、認知症予防等に取り組んでまいります。

介護サービス事業につきましては、要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画を策定し、可能な限り自立した生活が送れるよう支援してまいります。

松島町の個性を大切に作る心美しいまちづくりについてでございます。

松島町教育振興基本計画に基づき、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿として、学校・家庭・地域の協働による取り組みを推進してまいります。

平成26年度は、学校教育において新たに町内全ての小学校・中学校・松島高等学校連携による志教育支援事業に取り組み、相互交流事業、合同発表会を実施し、夢と志を持った児童生徒の育成に取り組んでまいります。

学力向上につきましては、秋田県にかほ市教育委員会との学力向上交流を継続し、教職員の指導力向上、児童生徒の交流に努めてまいります。あわせて、文部科学省の被災地の学び支援事業を活用し、放課後等の学び支援事業を推進し、児童生徒がみずから進んで学習する環境づくり、英語教育や特別支援教育の充実、不登校や心のケア、いじめ等、家庭も含めたさまざまな教育問題に取り組んでまいります。

学校の安全・安心な体制づくりとして、松島第五幼稚園の建設を行い、教育環境の整備も図ってまいります。松島防災学につきましても、発達段階に応じた防災学習の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、食育教育の推進、松島産の米や野菜等ふるさと食材の活用、生産者や地元料理人の方々と児童生徒の食育交流、放射性物質検査の実施による安全な給食の提供により、たくましく健康な児童生徒の育成を図ってまいります。

幼児教育につきましては、幼児期からの体力づくり事業、親子の触れ合い事業、幼保小中高の交流の推進、読み聞かせによる情操教育の充実、健康で元気な園児の育成に努めてまいります。

社会教育につきましては、豊かな松島の歴史・文化・景観などの教育資源に学ぶ教育活動に町民や関係団体と協働で取り組み、夫婦町の秋田県にかほ市との地域交流、町内外の交流活動とともに郷土の景観に誇りを持ち、地域に根差した生涯学習活動の推進に努めてまいりま

す。また、地域における教育力の向上を目指し、公民館や分館と協働での地域活動や家庭教育の推進、宮城県巡回小劇場公演を初めすぐれた芸術鑑賞の機会提供、ボランティアの自主サークル活動の育成やこころ・はぐくみ隊事業等、子供たちの創作活動の機会を設けてまいります。

芸術文化振興につきましては、文化観光交流館を拠点として、文化ホールや観光インフォメーションルームを中心に、文化庁の地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業等を活用し、質の高い芸術・文化の発信に積極的に取り組むとともに、駐車場の増設を行い、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

分館活動として開催しておりますふれあいスポーツ大会につきましては、参加型のスポーツイベントとして、町民の健康増進と交流を目的に、より親しめる大会となるよう、会場や内容等に工夫を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、松島町スポーツ振興基本計画に基づき、幅広い町民の元気を育むスポーツ振興の推進を図ってまいります。

子供の体力向上事業としては、幼稚園・保育所、小学校の低年齢層を対象に、国・県の補助メニューを活用したコーディネーショントレーニングや運動する楽しさを体験してもらうキッズスポーツレッスン等を取り入れ、子供たちの基礎的な体づくり、健全な心と体の育成に取り組み、スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブの指導者等、地域の力を活用して引き続き実施してまいります。

また、ハーフマラソンや駅伝競技等、全国規模のスポーツイベントについて町内の関係団体等と協働で積極的に支援・参加協力を行い、子供たちがアスリートと交流できる機会を設けてまいります。

運動公園や温水プール「美遊」等、スポーツ施設につきましては、子供から高齢者までの健康維持・増進を目的に、楽しく利用しやすい施設環境づくりに努め、運動公園多目的広場の人工芝への張りかえ、屋外屋根つき多目的運動場等の整備、スポーツ施設の充実と利用促進を図ってまいります。

「歴史・文化・自然・人」を生かした観光のまちづくりについてでございます。

平成26年度も松島町観光振興計画の将来像、「自然と歴史が紡ぎあう 誰かを連れてきたくなるまち」松島の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってまいります。

観光都市につきましては、町が有する歴史や文化、風土を生かしつつ、防災機能も備えた安全で楽しい観光地づくりを推進するため、松島パノラマハウスや西行戻しの松公園の早期整

備に引き続き取り組んでまいります。

観瀾亭分室につきましては、国道45号の松島海岸地区の歩道整備事業の進捗にあわせ、歴史・文化的な建物としての保存と避難施設としての整備について検討してまいります。

また、平成26年度は震災で被害を受けておりました福浦橋の電飾を新たに設置し、夜の松島湾の景観づくりの一環としてライトアップを再開いたします。

松島四大観の一つ、富山につきましては、より観光しやすい観光名所として、公衆トイレ及び表参道の歩道整備事業を進めてまいります。

そして、町民、事業関係者、行政が連携・協働して、観光とまちづくりを一体として進めるため、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークサービスSNSを活用した感動の共有を促進し、満足度や誇りなどをより高めることができる仕組みづくりもあわせて推進してまいります。

交流事業につきましては、昨年12月に松島湾が世界で最も美しい湾クラブに日本で唯一加盟を遂げたことで町内外での波及効果は大きく、平成26年度はその効果を最大限に発揮すべく、さまざまな事業へと展開してまいります。さらに、町単独事業として、本クラブの加盟記念式典を実施するなど、新たな称号を得た松島湾の美しさについて町の内外へ広く発信してまいります。

加えて、松島湾を取り囲む近隣三市三町、松島町を含んでですけれども、この三市三町と宮城県が連携し、テーマ性やストーリー性を持った周遊型観光地としてのエリアづくりを推進してまいります。

また、昨年春に展開しました仙台・宮城グスティネーションキャンペーンの総仕上げとして、ことしも仙台・宮城「伊達な旅」春キャンペーン2014が4月から6月の3カ月間実施されます。このキャンペーンの大きな柱の一つとして松島湾が位置づけられたことから、宮城県と連携しながら広く宣伝展開を実施いたします。

あわせて、秋田県にかほ市との交流と連携を深めていくとともに、日本三景の広島県廿日市市や京都府宮津市を初め、昨年観光交流協定を締結した岡山県倉敷市や職員派遣の協力を得ている埼玉県滑川町、東京都豊島区などとも積極的に観光、文化交流等を推進してまいります。

国際観光につきましては、宮城県や仙台市が実施する海外エージェントやマスメディア招請事業に積極的に協力し、復興が進んでいる状況を伝え、世界に向けてmatsushima（マツシマ）の魅力発信に努めます。

また、ことしは、国際交流員（C I R）を雇用し、海外に向けたきめ細やかな情報発信やさまざまな国際交流事業への支援などの活動を通じて、国際観光地として外国人観光客の受け入れ体制の充実を図ってまいります。

景観を生かしたまちづくりにつきましては、平成25年度に策定した景観計画に基づき、適切な誘導を図っていくとともに、景観重点地区内の修景事業に対して補助金を交付し、積極的な景観形成を図ってまいります。

また、国道45号などの景観重要公共施設の指定に向けて景観審議会を開催して検討を行うとともに、関係機関との協議を進めてまいります。さらに、東北6件の自治体で構成する東北都市景観協議会を本町で開催して、景観づくりに対する行政間のネットワークの強化と本町景観づくりへの周知を図ってまいります。

文化財保護につきましては、震災後の特別名勝松島保護地区内の復興事業等の推進に伴い、景観、生活、生業、安全の確保等を考慮しながら、現状変更の手続に関する指導と助言を行ってまいります。

文化財の活用につきましては、教育振興基本計画に基づき、歴史と文化を継承し、文化遺産の保護と活用を図った教育を推進するため、平成26年度から小・中学校の総合的な学習のカリキュラムの中でふるさと松島の歴史・文化教育の学習機会をふやし、さらなる充実を図るため、地域と協働した新たな歴史文化教育を実施してまいります。

また、歴史を語る町の貴重な財産である文化財について、文化庁補助事業の文化遺産を活かした地域活性化事業を活用し、地域住民自身によるさらなる歴史・文化資源の掘り起こし、情報発信を積極的に進め、松島の貴重な資源として、観光の国際化や地域の活性化に寄与できるように、その活用を図ってまいります。

“松島人” エネルギーが躍動するまちづくりについてでございます。

震災から力強く立ち上がるためには、今こそ松島人のエネルギーが必要となります。各産業の活性化を図り、行政・産業人・町民が一体となって未来に向けたまちづくりを進める必要があると考えております。

地産地消の取り組みにつきましては、松島町地産地消実行委員会及びふるさと食彩給食推進委員会を通じて、地場製品の消費拡大を進めてまいります。また、町内外の各種イベント等において、環境保全米「めごの舞」、「いろはの舞」、松島白菜及び紅爵南瓜の地場製品の宣伝販売を推進するとともに、学校給食で地場産食材の利用を推進、支援してまいります。

さらに、農業の6次産業化を支援し、これら地場産品を松島産ブランドとして商品価値を高

め市場に流通できるよう、農商工の連携を推進してまいります。

あわせて、障害者の就労訓練及び雇用創出を目的とした農業生産法人あすファーム松島の活動支援を通じて、農福連携の強化も図ってまいります。

農業振興につきましては、農業生産の効率化を図るため、ほ場整備事業実施地区を中心に、水稲生産や大豆及び飼料作物等の土地利用型作物を生産する担い手に対し、農地の集積や効率的利用を推進してまいります。さらに、不作付地解消のために、新たな農業用機械の導入を必要としない備蓄米、飼料用米等の多用途米の作付を推進してまいります。

また、自給率の向上と水田農業の経営安定を図るため、経営再開マスタープランの中心経営体への位置づけや認定農業者の認定、集落営農の組織化及び法人化の支援を行い、農地の集積による農業経営の安定や地域農業の担い手の確保を行ってまいります。

町花であるセッコクの培養施設が手樽地区交流センター内に整備されたことにより、今後も松島・夢・農業農村活性化推進協議会を通じて、セッコクの栽培や販売等の支援をしてまいります。

県営農業農村整備事業につきましては、ほ場整備事業の下志田地区で引き続き整備が進められ、県営事業である銭神地区かんがい排水事業につきましては、引き続き用水路整備工事を実施してまいります。高城川揚水機場更新事業につきましては、高城川取水部改修工事を引き続き行い、平成26年度で事業が完了いたします。不来内排水機場更新事業につきましては、事業計画策定が実施されます。また、東日本大震災で被災した手樽地区農地海岸の復旧工事につきましては、平成24年度より着手しており、平成26年度も引き続き早期復旧を宮城県に要望してまいります。

松くい虫防除事業につきましては、宮城県及び特別名勝松島地域の関係自治体と連携して、空中散布及び地上散布による薬剤散布を実施するとともに町内の松に対し樹幹注入を行い、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の松枯れ予防に努めてまいります。

また、被害木の早期伐倒により上記森林区域への松枯れ被害の拡大防止を図り、森林の災害の防止、水源の涵養または環境の保全機能を維持するとともに、内地及び島嶼の景観保持に努めてまいります。

さらに、土壤汚染や酸性雨などによる松枯れも指摘されていることから、松枯れの蘇生対策として土壤改良等の新たな対策を関係機関と連携し模索してまいります。

また、近年深刻化しているウミネコ被害に対しては、松島町ウミネコ等被害防止対策検討委員会を中心に対策を講じ、宮城県及び観光協会等関係機関と協力し、ウミネコの磯島への営

巢防止や遊覧船からの餌づけ禁止を通して被害の軽減に努めてまいります。

林業振興事業につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりを視点とし、森林機能の回復と確保を図るため、事業者に対し継続的に支援してまいります。

水産業につきましては、震災において宮城県全体で甚大な被害を受けた中、水産業者も逆境の中で復旧・復興に向け大きな努力を重ねています。

カキの養殖施設につきましては、震災前のおおむね7割まで復旧し、全面復活に向けて取り組んでおります。

また、震災後、海水温の上昇やフサコケムシの異常発生により2年連続でカキが死滅しておりますが、湾内水環境の改善のため漁場環境調査の実施を国及び県に要望するとともに、漁協、漁業者及びNPO団体等と藻場の再生に取り組んでまいります。

さらに、町としても、東日本大震災の影響による漁業資材の損失やカキの死滅に対して補助を行い、カキ養殖の再生を支援いたします。

漁港につきましては、宮城県管理の磯崎漁港は、災害復旧工事に平成24年度より着手しており、平成26年度も引き続き早期復旧を宮城県に要望してまいります。また、町管理漁港につきましても、平成26年度より本格的に復旧工事に着手してまいります。さらに防潮堤が未着手の区間につきましても、平成27年度完成を目指して平成26年度より築堤工事に着手してまいります。

商工業につきましては、震災からの復旧・復興における生活支援、商店街の活性化、町内での消費拡大を図るため、プレミアム商品券発行事業を引き続き実施してまいります。

また、利府・松島商工会におきましては、地域間交流事業、地域活性化イベント事業等の取り組みを支援してまいります。

消費者行政につきましては、多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政活性化基金を活用して整備してきた体制の維持・充実に持続的に取り組んでまいります。

住民参加につきましては、平成26年度から2カ年間の次期長期総合計画策定を行うに当たり、町民アンケートによる満足度調査の実施や町民の意思表示の場の提供を行い、町民と行政が一体となったまちづくりに努め、町の新たな指針となる計画策定を行ってまいります。

町政に係る町民の皆様方との意見交流につきましては、各行政区において継続して町民懇談会を行い、よりよい町政を運営できるよう努めてまいります。

広域行政につきましては、平成26年度におきましても震災復興特別交付税等の財政支援が継続されるよう、塩釜地区広域行政連絡協議会や宮城黒川広域行政連絡協議会などと連携して、

国や県に働きかけを行ってまいります。

また、平成26年度は塩釜消防事務組合と塩釜地区環境組合が統合された新体制となります。新たな広域行政の拠点として町民の皆様に対し質の高いサービスが提供できるよう、連携を密に図ってまいります。

平成26年度の当初予算の内訳を会計別ごとに読みます。

一般会計86億8,800万円、国民健康保険特別会計18億9,461万5,000円、後期高齢者医療特別会計2億962万2,000円、介護保険特別会計14億7,720万円、介護サービス事業特別会計736万6,000円、観瀾亭等特別会計6,238万9,000円、松島区外区有財産特別会計158万2,000円、下水道事業特別会計17億2,686万2,000円、水道事業会計7億8,077万5,000円、合計148億4,841万1,000円でございます。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第35号から議案第43号までの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議事運営の都合により、3月6日の1日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、3月6日の1日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、3月7日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時51分 散会